

資 料

北広島市保健福祉施策懇談会委員名簿

区分	氏名	所 属	備 考
福祉関係	川島 光行	北広島市社会福祉協議会 (会長)	地域福祉部会
	畠中 大	北広島市民生委員児童委員連絡協議会 (副会長)	地域福祉部会
	西澤 美香	北広島市民生委員児童委員連絡協議会 (主任児童委員)	児童福祉部会
保健医療関係	鈴木 勝美	北広島市医師会 (北広島病院 理事長)	地域福祉部会
	對馬 伸泰	北広島市医師会 (輪厚三愛病院 総括理事長)	高齢福祉部会
	能登原美宏	北広島市歯科医師会 (能登原歯科医院 院長)	地域福祉部会
	富田 政義	医療法人 社団函南会 あしりべつ病院 (業務支援課地域支援係長)	障がい福祉部会
教育関係	○浅見 千秋	北広島市小中学校校長会 (北の台小学校 校長)	児童福祉部会
	結城 健介	北広島市幼稚園協会 (広島わかば幼稚園 園長)	児童福祉部会
福祉施設関係	鈴木 稔	社会福祉法人 聖母会 児童養護施設 天使之園 (指導部長)	児童福祉部会
	高橋 正子	大曲はだかんぼ保育園 (園長)	児童福祉部会
	○奥田 誠	社会福祉法人 北ひろしま福祉会 (総合施設長)	障がい福祉部会
	上林 明雄	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター (更生部施設長)	障がい福祉部会
	○三瓶 徹	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター 特養部 四恩園 (施設長)	高齢福祉部会
	三浦 敏人	社会福祉法人 札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園 (次長)	高齢福祉部会
	藤田 一磨	医療法人社団哲栄会 順天病院 (医療福祉部長)	高齢福祉部会
	長坂 公宣	介護サービス連絡協議会 きたひろサービスネット (介護支援専門員)	高齢福祉部会
サービス事業者関係	松坂 優	NPO法人 わーかーびいー (理事長)	障がい福祉部会
	高橋 直子	障がい者生活支援センターみらい (センター長)	障がい福祉部会
	八手 裕美	NPO法人 たすけあいワーカーズ どんぐり (代表)	高齢福祉部会
学識経験者	◎石川 秀也	北海道医療大学 (看護福祉学部教授)	地域福祉部会
	板垣 裕彦	道都大学 (社会福祉学部教授)	障がい福祉部会
	小銭 寿子	道都大学 (社会福祉学部准教授)	高齢福祉部会
市民	大川 壽雄	北広島市自治連合会 (会長)	地域福祉部会
	福原 淑子	北広島市ボランティアセンター (運営委員長)	地域福祉部会
	佐々木真由美	北広島市障がい児者を持つ親の会 (副会長)	障がい福祉部会
	松本 一馬	北広島市老人クラブ連合会 (会長)	高齢福祉部会
	曾根 美幸	サロン・マーマリード (子育てサークル)	児童福祉部会
	上井 清人	一般公募	高齢福祉部会
	矢代ゆかり		障がい福祉部会
	井上 孝		地域福祉部会
二口 信子	児童福祉部会		

◎：会長 ○：副会長 ◇：役職は委嘱日現在

部会の構成

【地域福祉部会】（8名）

氏名	所属
川島 光行	北広島市社会福祉協議会（会長）
畠中 大	北広島市民生委員児童委員連絡協議会（副会長）
鈴木 勝美	北広島市医師会（北広島病院 理事長）
能登原美宏	北広島市歯科医師会（能登原歯科医院 院長）
○石川 秀也	北海道医療大学（看護福祉学部教授）
大川 壽雄	北広島市自治連合会（会長）
福原 淑子	北広島市ボランティアセンター（運営委員長）
井上 孝	一般公募

※高齢・障がい・児童福祉部会の各部会長は、地域福祉部会の委員も兼ねております。

【高齢福祉部会】（9名）

氏名	所属
對馬 伸泰	北広島市医師会（輪厚三愛病院 総括理事長）
○三瓶 徹	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター 特養部 四恩園（施設長）
三浦 敏人	社会福祉法人 札幌厚生会 北広島市高齢者総合ケアセンター 聖芳園（次長）
藤田 一磨	医療法人社団哲栄会 順天病院（医療福祉部長）
長坂 公宣	介護サービス連絡協議会 きたひろサービスネット（介護支援専門員）
八手 裕美	NPO法人 たすけあいワーカーズ どんぐり（代表）
小銭 寿子	道都大学（社会福祉学部准教授）
松本 一馬	北広島市老人クラブ連合会（会長）
上井 清人	一般公募

【障がい福祉部会】（8名）

氏名	所属
富田 政義	医療法人社団函南会 あしりべつ病院（業務支援課地域支援係長）
○奥田 誠	社会福祉法人 北ひろしま福祉会（総合施設長）
上林 明雄	社会福祉法人 北海長正会 北広島リハビリセンター（更生部施設長）
松坂 優	NPO法人 わーかーびいー（理事長）
高橋 直子	障がい者生活支援センターみらい（センター長）
板垣 裕彦	道都大学（社会福祉学部教授）
佐々木真由美	北広島市障がい児者を持つ親の会（副会長）
矢代ゆかり	一般公募

【児童福祉部会】（7名）

氏名	所属
西澤 美香	北広島市民生委員児童委員連絡協議会（主任児童委員）
○浅見 千秋	北広島市小中学校校長会（北の台小学校 校長）
結城 健介	北広島市幼稚園協会（広島わかば幼稚園 園長）
鈴木 稔	社会福祉法人 聖母会 児童養護施設 天使之園（指導部長）
高橋 正子	大曲はだかんぼ保育園（園長）
曾根 美幸	サロン・マーマリード（子育てサークル）
二口 信子	一般公募

○は部会長

北広島市保健福祉施策懇談会での検討経過

平成20年 5月30日	第1回 保健福祉施策懇談会	委嘱状交付、会長・副会長選出、保健福祉諸計画策定の流れ、部会の設置、部長及び部会員の指名、全体スケジュール及び基本的指標について
5月30日	第1回地域福祉部会	地域福祉計画・健康づくり計画の概要、部会の開催予定、アンケート調査の実施について
5月30日	第1回高齢福祉部会	高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の概要、計画策定等のスケジュールについて
5月30日	第1回障がい福祉部会	障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画の概要、部会の開催予定、アンケート調査の実施について
5月30日	第1回児童福祉部会	次世代育成支援対策推進行動計画の概要、部会のスケジュールについて
6月18日	第2回地域福祉部会	地域福祉に係る意見交換について
7月30日	第2回高齢福祉部会	計画策定事前調査の結果、現計画の実施状況及び評価、平成19年度介護保険事業報告・第4期介護保険事業計画、計画の構成について
8月11日	第2回障がい福祉部会	障がい福祉を取り巻く現状、アンケート調査の実施結果、計画の方向性及び施策体系(案)について
8月11日	第3回地域福祉部会	計画の進捗状況、アンケート集計結果(中間報告)、課題・施策体系(案)について
10月8日	第4回地域福祉部会	地域福祉の課題と施策体系、健康づくりの課題と施策体系(案)について
10月15日	第3回障がい福祉部会	障がい者福祉の課題、計画の方向性及び施策体系(案)について
11月26日	第2回児童福祉部会	後期計画策定スケジュール、新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え、新たに盛り込む予定の事項及び考え方、ニーズ調査について
11月27日	第5回地域福祉部会	地域福祉計画・健康づくり計画の素案について
12月2日	第4回障がい福祉部会	第1期障がい福祉計画の進捗状況、第2期障がい福祉計画の数値目標、障がい者福祉計画等の内容について
12月11日	第3回高齢福祉部会	高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の素案について
12月16日	第6回地域福祉部会	地域福祉計画・健康づくり計画の素案について
12月16日	第5回障がい福祉部会	北広島市障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画の内容について
12月16日	第4回高齢福祉部会	高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の素案について
12月16日	第3回児童福祉部会	特定12事業、ニーズ調査、「基本的な考え方」と法改正後の事業との整合性について
12月16日	第2回 保健福祉施策懇談会	地域福祉部会・障がい福祉部会・高齢福祉部会について(各計画の素案)、児童福祉部会について(特定12事業・ニーズ調査ほか)
平成21年 1月28日	第6回障がい福祉部会	社会保障審議会障害者部会報告、入所施設利用者意向調査、北広島市障がい者福祉計画・第2期障がい福祉計画の内容について
2月3日	第5回高齢福祉部会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案に係る市民意見について
2月13日	第3回 保健福祉施策懇談会	各計画(案)について
2月13日	第4回児童福祉部会	ニーズ調査の素案について

北広島市保健福祉施策懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 北広島市地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、北広島市障がい者福祉計画、北広島市障がい福祉計画、北広島市次世代育成支援対策推進行動計画及び北広島市健康づくり計画(以下これらを「計画」という。)の策定及び推進に当たり、広く市民、計画に係る関係者、学識経験者等に意見を聴くため、北広島市保健福祉施策懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第1条 懇談会は、計画の策定及び推進に関し、市長に必要な助言及び提言を行うものとする。

(組 織)

第3条 懇談会は、委員32人以内で組織し、委員は、市長が委嘱する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を総理し、懇談会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、懇談会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部 会)

第7条 懇談会は、計画の策定及び推進に関し特定事項を研究するため、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び部会員は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶 務)

第8条 懇談会の庶務は、保健福祉部福祉課において行う。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

市内の社会福祉資源の現状

1 住民の活動拠点となる社会教育・研修・集会施設

地区名	名 称	所 在 地
東 部 地 区	芸術文化ホール	中央6丁目2-1
	市立図書館	中央6丁目2-1
	中央会館	中央4丁目2-1
	中央公民館	朝日町5丁目1
	北広島東記念館	朝日町5丁目1
	シルバー活動センター	共栄町3丁目12-1
	石狩教育研修センター	共栄315-3
	フレンドリーセンター	共栄276-15
	防災センター	共栄586-10
	住民集会所	18ヵ所
西の里地区	西の里公民館	西の里510-10
	西の里会館	西の里510-12
	住民集会所	4ヵ所
大 曲 地 区	大曲会館	大曲中央2丁目4-5
	大曲ふれあいプラザ	大曲工業団地7丁目3-1
	ふれあい学習センター夢プラザ	大曲370-2
	住民集会所	13ヵ所
輪 厚 地 区	農民研修センター	輪厚中央4丁目21-17
	住民集会所	7ヵ所
北広島団地	福祉センター	北進町1丁目5-2
	北広島団地住民センター	泉町1丁目1
	住民集会所	4ヵ所

2 市内に福祉施設・事業所のある法人等

社会福祉法人

名 称	福祉施設・事務所の所在地
社会福祉法人 北広島社会福祉協議会	北進町1丁目5-2
社会福祉法人 聖母会	中央4丁目5-7
社会福祉法人 北ひろしま福祉会	共栄276-8外
社会福祉法人 北海長正会	富ヶ岡509-31
社会福祉法人 広島未来の会	東共栄2丁目17-1外
社会福祉法人 北光社ふくじゅ園	西の里南1-3
社会福祉法人 北海道リハビリ	西の里507-1外
社会福祉法人 札幌厚生会	西の里347-4外
社会福祉法人 水の会	大曲370-8

学校法人

名 称	福祉施設・事務所の所在地
学校法人 坂本学園	大曲784番地104

NPO法人

名 称	福祉施設・事務所の所在地
心のかけはし・虹	東共栄1丁目17-10
ケアワーカーズたんぽぽ	里見町4丁目6-13
わたげ	高台町3丁目2-1外
たすけあいワーカーズどんぐり	南町4丁目8-7
わーかーびいー	白樺町1丁目7-2
恵存会	大曲光4丁目3-7
チャレンジポート「あゆみ」	共栄町2丁目2-10
NPO・連・きたひろしま	中央4丁目1-3
子どもの家あおぞら保育園	大曲緑ヶ丘2丁目1-7
クレイン	中央6丁目13-10
手仕事屋	西の里北2丁目7-4
ケアサポート 笑	山手町6丁目2-2
PAS	西の里498-60
ひろがり	山手町2丁目5-5

3. 高齢者、児童福祉施設の地区別一覧

区 分		東 部	西の里	大 曲	輪 厚	北広島団地
高齢者福祉関係	老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1カ所	1カ所			
	老人福祉施設（軽費老人ホーム：ケアハウス）				1カ所	
	高齢者支援センター	1カ所	1カ所	1カ所		1カ所
児童福祉関係	児童養護施設	1カ所	1カ所			
	児童家庭支援センター	1カ所				
	児童デイサービス事業（子ども発達支援センター）					1カ所
	児童厚生施設（児童センター）			1カ所	1カ所	
	児童自立支援施設		1カ所			
	児童福祉（学童クラブ）	2カ所	1カ所	3カ所	1カ所	2カ所
	認可保育所（園）	2カ所	1カ所	3カ所		2カ所
認可外保育所			1カ所	1カ所		

※資料 市保健福祉部 平成20年3月末現在

4. 高齢者・障がい福祉サービス事業所の地区別一覧

区 分		東 部	西の里	大 曲	輪 厚	北広島地		
居宅介護支援事業所		1カ所	2カ所	1カ所	1カ所	1カ所		
高齢者介護サービス事業所	居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	2カ所	2カ所	1カ所	1カ所	4カ所	
		訪 問 看 護	1カ所	1カ所		1カ所	1カ所	
		通所介護（デイサービス）	2カ所	2カ所	1カ所		2カ所	
		通所リハビリテーション（デイ・ケア）				1カ所		
		短期入所生活介護（ショートステイ）	1カ所	1カ所				
		短期入所療養介護（ショートステイ）				1カ所		
		福 祉 用 具 貸 与			1カ所			
	地域密着型サービス	認知症対応型通所介護		1カ所			2カ所	
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	
		小規模多機能型居宅介護					1カ所	
	施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1カ所	1カ所				
		介護老人保健施設（老人保健施設）				1カ所		
		介護療養型医療施設（療養型病床群等）		1カ所	2カ所			
	障がい福祉サービス事業所	新体系サービス	居 宅 介 護	4カ所	2カ所		1カ所	4カ所
			生 活 介 護	4カ所				
児 童 デ イ サ ー ビ ス			1カ所		1カ所		1カ所	
グループホーム・ケアホーム			9カ所	2カ所	1カ所			
自立訓練（機能訓練）			1カ所					
短 期 入 所			3カ所	1カ所				
施 設 入 所 支 援			3カ所					
就 労 7 移 行 支 援			1カ所	1カ所				
就 労 継 続 支 援（A型）			2カ所	1カ所				
就 労 継 続 支 援（B型）			3カ所	1カ所				
相 談 支 援 事 業			1カ所		1カ所		1カ所	
旧体系		旧法施設（経過措置） 通所	1カ所	1カ所				
		旧法施設（経過措置） 入所	1カ所	2カ所				

※資料 市保健福祉部 平成20年3月末現在

北広島市社会福祉協議会の事業紹介

1 地域福祉推進事業

事業名	事業内容
小地域ネットワーク事業 ノーマライゼーション事業	地区社会福祉委員会と協働し、「身近な地域での安全で安心なまちづくり」を支援します。 ○会長・事務局長会議の開催 ○各地区社会福祉委員会へ助成金の交付 ○サロン活動希望者との連絡調整や情報提供
福祉団体等の支援	福祉団体等の支援を目的として、総合体育館の自動販売機売上金を原資に活動費を助成します。 助成金配分基準に基づき、助成支援します。
「北ひろしま福祉のつどい」の開催	市内の福祉関係者及び市民が一堂に介し、新たな時代における福祉活動への理解を深めます。
顕彰事業	北広島市の社会福祉の向上に功績のあった団体及び個人の方々を「北ひろしま福祉のつどい」において、表彰します。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など意思の決定や表示が困難な在宅者を対象に、生活支援員が訪問して福祉サービスの利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの生活支援を行います。
資金貸付事業	低所得世帯、身体障がい者世帯等の経済的自立と生活意欲を助長し、安定した生活を営むために資金の貸し付けを行います。 ○市社協貸付事業 ・福祉金庫 ○道社協貸付事業 ・生活福祉資金 ・離職者支援 ・長期生活支援資金
物品等の貸し出し	各種物品等を、在宅生活で必要とする個人や各種研修会の教材資料として必要な団体等に貸し出します。 ○貸出物品 ・ビデオ ・書籍 ・アイマスク ・白杖 ・車いす ・高齢疑似体験セット ・レスキューキッチン ・行軍用テント
療育キャンプ	心身に障がいを持つ子どもたちが、家庭生活を離れ海水浴や野外活動など、自然とのふれあいによって、日常生活とは異なる体験を通して、新しい発見と家庭療育へのきっかけとなる場として実施します。
手話通訳者育成事業	手話技術の向上と知識の習得を図るため、手話講習会等を実施し、聴覚障がい者の社会参加等の推進に寄与します。
高齢者おたのしみ講座	消費者協会・生活学校の協力のもと、高齢者等が手軽な材料を使い、食事づくりやレクリエーションを通して、日常生活の維持向上をめざすとともに、交流を図ります。
障がい児・者クリスマスパーティー	知的障がいなどを持つ中学3年生から30歳以下の青少年と同年代のボランティアがゲーム等の交流会を実施します。
地域福祉シンポジウム	市民や介護者団体など高齢者に関係する機関が一堂に会し、介護や地域の課題に関するテーマについて共に考える機会を提供します。市・介護者団体との共催事業。
福祉バス運行業務	高齢者の生きがいづくりや障がい者の社会参加、福祉団体等の育成を促進するため、福祉バスを運行します。
福祉センター受付業務	高齢者や障がい者、福祉団体等に社会福祉の増進を図るため福祉センターを活動の場として提供します。

2 在宅福祉事業

事業名	事業内容
配食サービス事業	食事を作ることが困難な在宅の高齢者及び障がい者を対象に、夕食を届け、食生活を確保するとともに、安否を確認します。
テレホンサービス事業	一人暮らしの高齢者を対象に、ボランティアが1日2回の電話による安否確認を行います。
除雪サービス事業	除雪作業が困難な高齢者、身体障がい者等を対象に、ボランティア等が玄関から公道までの生活道路の除雪を行います。(所得要件があります)
訪問理容サービス事業	在宅で寝たきりの状態にあり、自力で理容店へ出向くことができない高齢者及び重度身体障がい者を対象に、理容師が利用者宅を訪問して散髪を行います。
おむつサービス事業	在宅で介護を受けている高齢者や重度身体障がい者等を対象に、30,000円を限度とする紙おむつ購入助成券を交付します。

3 相談・連携事業

事業名	事業内容
心配ごと相談事業	市民の日常生活におけるあらゆる相談に応じるため、相談員を配置しています。 相談日～毎週火曜日・木曜日（13時から16時）
市内各種相談員交流会	市内各種相談員の連携を図るため、交流会を開催します。
連携事業	地域ケア会議（4ヶ所）に参加し、高齢者支援センター等との連携を図ります。 また、北広島市介護サービス連絡協議会と連携し、介護サービス利用者の自立を支援します。

4 ボランティアセンター事業

事業名	事業内容
ボランティアセンターの運営	社会福祉に関する活動の活性化を進めるため、関係する団体と連携してボランティア活動の普及・啓発及び総合調整機関としての機能の充実を図ります。 ○ボランティアセンター運営委員会の開催 ○情報発信や情報交換、調査、活動プログラムの開発と発掘 ○コーディネート機能の充実やアドバイザーの養成 ○物品預託およびリサイクルの実施 ○災害ボランティアネットワーク体制の検討 ○NPO団体等市民団体との連携 ○ボランティア活動保険などへの加入促進
ボランティア団体の支援	ボランティア活動を実践している団体に対し、育成及び支援を目的として助成支援します。
ボランティア活動協力校の支援	児童・生徒が社会福祉に対する正しい知識と理解を深めるため支援します。 また、市内小中学校（17校）、高校（3校）に対して、ボランティア活動指定校として助成しています。 各学校が実施する福祉学習を支援します。
ボランティア学園	ボランティア活動に対する知識と理解を深め、ボランティア活動へのきっかけづくりを行うために開設します。

事業名	事業内容
ボランティア研修	他市町村のボランティア活動実践者との交流やボランティアに関する研修を行い、今後の活動に活かしてもらうことを目的に実施します。 ○全道・石狩管内の研修事業に参加 ○ボランティア研修・懇談会・交流会の実施 ○ミニボラ研修や出前講座の実施
ボランティア体験 月間事業	社会福祉についての理解を深めると同時に、新しい発見やボランティア活動について考えてもらう機会として、希望する児童養護施設・障がい者施設等や地域のボランティア団体での体験学習等を実施します。
福祉の学習懇談会	福祉教育の啓発と推進を図ることを目的に関係者との懇談会を開催します。
友愛セール	ボランティア団体を中心に衣類や家具等の資源活用（リサイクル）を行い、その益金を社会福祉活動資金として地域福祉活動事業に役立てます。
ボランティア祭り	市内のボランティア活動を、広く市民に紹介して参加者がともに楽しめる祭りを実施します。
福祉のパネル展	市内の地域福祉実践活動団体やボランティア団体、小中学校、高校、福祉団体等の活動をパネルで広く市民に紹介し、ボランティア活動者の裾野を広げます。 また、地域ごとにパネル展や各種ボランティア体験、相談などを実施します。
ボランティア 登録、相談・派遣	市民などが気軽に相談し、利用できるよう体制の充実を図ります。 ○登録ボランティア分野別情報や相談内容などの整理 ○ボランティア募集や活動派遣先との調整 ○ボランティア支援に対するニーズや情報の把握、掲示板やチラシ等を活用した的確な情報の提供
物品等預託事業	市民から提供された金品やリングブル、使用済み切手などの物品等を有効に活用し、広く福祉事業に役立てます。 ○収集物品 ・古切手・リングブル・書き損じハガキ・雑巾 ・使用済みテレホンカード・古衣料（繊維リサイクル）

5 その他

事業名	事業内容
市民への情報提供	福祉を支える地域住民・福祉関係者の意識向上・啓発を図るため、社協の事業活動や福祉活動情報等を広く市民に提供します。 ○広報誌「明るいまち」を年6回、偶数月の1日に発行 ○ホームページを月1回程度の更新で迅速な情報提供
印刷機の利用促進	地区福祉委員会やボランティア団体、自治会・町内会などの活動を推進します。
共同募金配分事業	共同募金運動は、住民自らが参加する福祉コミュニティづくりへの参加を促し、実現するための多様な活動を財源面から支援する役割を目的として活動しており、その配分金（市町村地域配分金）の一部を受けて、次の事業に充当します。 ○高齢者おたのしみ講座 ○障がい児・者クリスマスパーティー ○広報誌「明るいまち」
団体事務	○北海道共同募金会北広島市支会 ○北広島市民生委員児童委員連絡協議会 ○日本赤十字社北海道支部北広島市地区

調 査 票

I. 回答者（調査票の宛名の方）などの状況について、おうかがいします。

（該当するものに○をつけてください）

問1 あなたの性別は、どちらですか。（1つ）

- | | |
|------|------|
| 1. 男 | 2. 女 |
|------|------|

問2 あなたの年齢は、以下のどれですか。（1つ）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ア. 30歳未満 | イ. 30～40歳未満 | ウ. 40～50歳未満 |
| エ. 50～60歳未満 | オ. 60～70歳未満 | カ. 70歳以上 |

問3 あなたの職業は、以下のどれですか。（1つ）

- | | | | |
|---------------|------------------|------------------|--------|
| 1. 自営業（農林水産業） | 2. 自営業（商工・サービス業） | 3. 自由業（弁護士・開業医等） | |
| 4. 公務員・教員 | 5. 会社員・団体職員 | 6. 家事専業 | 7. パート |
| 8. 学生 | 9. 無職 | 10. その他 | |

問4 あなたがお住まいの地区は、以下のどれですか。（1つ）

- | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|------------|
| 1. 東部地区 | 2. 大曲地区 | 3. 西の里地区 | 4. 西部地区 | 5. 北広島団地地区 |
|---------|---------|----------|---------|------------|

問5 あなたのご自宅の住居形態は、以下のどれですか。（1つ）

- | | | |
|------------|---------------|-----------|
| 1. 一戸建住宅 | 2. マンション・アパート | |
| 3. 市営・道営住宅 | 4. 公団住宅 | 5. その他（ ） |

問6 あなたが市内にお住まいの期間は、以下のどれですか。（1つ）

- | | | |
|-------------|-----------|------------|
| ア. 3年未満 | イ. 3～5年未満 | ウ. 5～10年未満 |
| エ. 10～20年未満 | オ. 20年以上 | |

問7 あなたの家族構成は、以下のどれですか。（1つ）

- | | | | |
|---------|---------------|-----------|-----------|
| 1. 単身 | 2. 夫婦のみ | 3. 夫婦とこども | |
| 4. 夫婦と親 | 5. 3世代（親、子、孫） | 6. こどもと親 | 7. その他（ ） |

問8 あなたとご家族が利用している福祉サービスは、以下のどれですか。（いくつでも）

- | | | |
|--------------|------------|---------|
| 1. 高齢福祉・介護保険 | 2. 障がい福祉 | 3. 児童福祉 |
| 4. その他（ ） | 5. 利用していない | |

II. 回答者の生活について、おうかがいします

問9 ご家庭での話題、悩みには、どのようなことがありますか。（いくつでも）

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 景気、雇用、収入など経済状態 | 2. 家族の暮らし、将来のこと |
| 3. 医療費、保険料などの負担のこと | 4. 自分の健康問題 |
| 5. 家族の健康問題 | 6. 育児、子どもの教育問題 |
| 7. 高齢者介護の問題 | 8. 障がい者介護の問題 |
| 9. 住んでいる住宅の設備、建て付け、老朽化のこと | 10. 同居している家族との人間関係 |
| 11. 同居していない家族の介護・健康のこと | 12. 隣近所との人間関係 |
| 13. 地域の防犯、安全のこと | 14. 地震、水害、火事などの災害 |
| 15. その他 | |

問10 困ったときの相談相手は、どのかたですか。(いくつでも)

1. 家族	2. 親類	3. 友人・知人	4. 近所の人	5. 職場の人
6. 自治会役員、民生委員等	7. 行政(市役所、警察など)	8. 社会福祉協議会		
9. 福祉サービス事業所	10. 病院・薬局の方	11. 特にない		

問11 あなたが必要とする福祉に係る情報は、どのように入手していますか。(いくつでも)

1. 新聞・雑誌	2. テレビ、ラジオなど	3. インターネットで検索	4. 市の広報紙
5. 書籍	6. 国、北海道などのパンフレット	7. 専門家に直接相談	
8. 体験者に直接相談	9. サービスを提供する団体に直接相談	10. 特に入手しない	

問12 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか。(1つ)

1. 親しく付き合っている	2. 気の合った人とは親しく	3. 立ち話をする程度
4. 顔が会えばあいさつ程度	5. ほとんど付き合いはない	

Ⅲ. あなたの地域活動について、おうかがいします。

問13 あなたが参加している地域活動は、以下のどれですか。(いくつでも)

1. 町内会・自治会活動	2. PTA活動	3. 婦人会活動
4. 子ども会活動	5. 老人クラブ活動	6. 趣味のサークル活動
7. その他の活動()	8. 参加していない	

問14 問13の地域活動への参加状況はどの程度ですか。(1つ)

1. よく参加している	2. ときどき参加している	3. 年に数回は参加している
4. ほとんど参加していない	5. 参加したことがない	

問15 あなた自身が病気や事故で日常生活が不便になったり、不安になったとき、地域の住民に手伝ってほしいと思うことには、どのようなことがありますか。(いくつでも)

1. 道ばたでの声かけ	2. 買い物や外出の手伝い
3. 訪問しての安否確認	4. 話し相手、身の回りの簡単な世話
5. ごみ出し	6. 除雪などの手伝い
7. 自治会、民生委員等への取り次ぎ	8. 親類への連絡、取り次ぎ
9. 役所、福祉団体等への相談	10. 特にない

問16 あなた自身が、地域にお住まいの高齢者や障がい者、子育て中の家族、母親や地域の子ども達にしてあげられることには、どのようなことがありますか。(いくつでも)

1. 道ばたでの声かけ	2. 買い物や外出の手伝い	
3. お宅を訪問しての相談相手	4. 話し相手、身の回りのお世話	
5. ごみ出し	6. 除雪などの手伝い	
7. 自治会、民生委員等への取り次ぎ	8. 親類への連絡、取り次ぎ	
9. 役所、団体機関への相談	10. 子どもとのあいさつ、声かけ	
11. 非行への注意、監視	12. 地域の防犯パトロール	
13. 道路や空地の清掃、美化	14. 危険箇所の調査、撤去	
15. 投棄ゴミ、放置自転車などの撤去	16. 空き地、空き家の監視	17. 特になし

問17 地域活動を活発にするには、どのようなことが効果があると思いますか。(いくつでも)

1. 町内会・自治会主催の活動への参加	2. 地域を会場とした地域活動への参加
3. 住民自身による地域活動の運営	4. 行政主催の行事への参加
5. その他()	6. 特に関心はない

問18 地域活動を進めるうえで必要なことは、どのようなことだと思いますか。(いくつでも)

- | | | |
|--------------------|------------------|------------|
| 1. 中心になって活動する人を育てる | 2. 地域住民の理解 | 3. 活動資金の確保 |
| 4. 必要な情報の収集と提供 | 5. 人のつながり、ネットワーク | 6. 行政からの支援 |
| 7. その他 () | | 8. わからない |

IV. 回答者やご家族の立場からみた福祉施策に対するお考えをおうかがいします。

問19 福祉サービスの利用の分野で、関心のあることは、どれですか。(いくつでも)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 高齢者や障がいのある方のための相談体制の充実 |
| 2. 子育て中の方のための相談体制の充実 |
| 3. 福祉サービスに関する様々な情報の提供 |
| 4. 福祉に係わる事業者や市民、団体相互のネットワークの充実 |
| 5. 虐待などの権利侵害が起きないように社会環境づくり |
| 6. 関心はない |

問20 福祉活動の充実のために、必要と思うことは、どれですか。(いくつでも)

- | |
|--|
| 1. 営利を目的としないで公益活動、市民活動を行う団体の育成、確保 |
| 2. 民間の福祉サービス事業の育成、確保 |
| 3. 保健・福祉・医療の専門家や事業者の連携やサービスの提供 |
| 4. 健康維持・増進させるための施策の充実 |
| 5. 地域の福祉資源をいかし、地域密着型の福祉を行う拠点の確保 |
| 6. 地域住民が有償で自発的に取り組む地域活動（コミュニティビジネス）の支援 |
| 7. わからない |

問21 地域福祉活動へ市民参加するために、必要と思うことは、どれですか。(いくつでも)

- | |
|--|
| 1. ボランティア活動に参加する市民や団体の増加 |
| 2. 市民が福祉活動に参加しやすくなるような仕組みづくり |
| 3. ボランティアに参加したい人とボランティアを必要とする人を結ぶネットワークの確保 |
| 4. 小学校、中学校での福祉学習の推進 |
| 5. 社会福祉協議会と連携した福祉活動の推進 |
| 6. 自治会（町内会）と連携した福祉活動の推進 |
| 7. 地域の自主的な福祉活動の拠点となる組織や場の確保 |
| 8. 「身近な課題は、自分達の問題」という地域住民の認識の共有 |
| 9. わからない |

問22 地域福祉を推進するために、必要と思うことは、どれですか。(いくつでも)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 利用しやすい、利用できる福祉サービスの充実 |
| 2. 福祉サービスを担う福祉事業者、団体の活動の充実 |
| 3. 地域福祉活動への市民参加の充実 |
| 4. 社会福祉協議会の組織力や体制の強化 |
| 5. 社会福祉協議会の具体的な活動の充実、連携 |
| 6. 民生委員・児童委員との連携 |
| 7. 市内の大学の研究活動、社会活動、学生活動との連携 |
| 8. 誰もがくらしやすいまちづくりのための公共施設のバリアフリー化 |
| 9. バリアフリー化された住宅の確保 |
| 10. わからない |

V. 回答者の地域活動に対するお考えを、おうかがいします。

問23 あなたがお住まいの地域の地域活動について、どう感じていますか。(1つ)

- | | | |
|---------------|-------------------|--------|
| 1. とても一生懸命である | 2. まあ、一生懸命 | 3. ふつう |
| 4. あまり活動的ではない | 5. 活動しているようには見えない | |
| 6. わからない | | |

問24 あなたがお住まいの地域の地域活動について、今後、どうすすめるのがいいと思いますか。

(1つ)

- | | | |
|-----------------|--------------|----------|
| 1. もっと、活動すべき | 2. いままでどおり | |
| 3. 活動を減らしたほうがいい | 4. やり方を再考すべき | 5. 関心がない |

VI. 災害時の助け合いについて、おうかがいします。

問25 あなた自身は、災害時に、隣近所に自力で避難できない人や安否の不明な方が出たとき、どう対応しますか。現時点のお考えとしてお答え下さい。(1つ)

- | |
|--|
| 1. 自発的に手助けする、手助けしてもいい |
| 2. 町内会（自主防災組織）から要請があれば、手助けする |
| 3. 行政から要請があれば、手助けする |
| 4. 手助けできない、手助けしない手助けできない理由は
ア. 家にも避難できない人がいる イ. 体力的にむずかしい
ウ. 隣近所をよく知らない エ. その他 |
| 5. よくわからない |

問26 あなた自身は、災害時等に自力で避難できますか。(1つ)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問27 問26で「いいえ」と答えた方におうかがいします。

避難のための支援を受けるために、あなたの住所、氏名などを事前に次のどこまで提供できますか。

(いくつでも)

- | | | |
|------------|------------------------|--------------|
| 1. 市役所 | 2. 消防 | 3. 警察 |
| 4. 民生委員等 | 5. 社会福祉協議会（地区福祉委員会を含む） | |
| 6. 自主防災組織 | 7. 自治会・町内会 | 8. 提供する考えはない |
| 9. よくわからない | | |

VII. 最後に、地域福祉で、ご意見がありましたら、お聞かせ下さい。

 <hr/>

用語解説



NPO（民間非営利組織）

ボランティア活動など、営利を目的としない各種の公益活動や市民活動を行う組織・団体。平成10年12月に施行された特定非営利活動促進法により、これらの組織・団体にも法人格の取得が可能となりました。



高齢化率（老年人口比率）

総人口に占める65歳以上人口（老年人口）の割合。

高齢者支援センター

高齢者やその家族が安心して地域で暮らすため、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員の専門家が相談を受け、必要なサービスが総合的に受けられるように調整する機関です。

コミュニティビジネス

統一された明確な定義はなく「地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して、利益の追求とともに地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み」とされています。



社会福祉協議会

社会福祉に関する事業・活動を行うことにより「地域福祉の推進を図ることを目的とする」と社会福祉法に明記されている社会福祉法人で、地域社会において住民が主体となって、社会福祉等の関係者や団体の参加協力を得て地域の実情に応じて、みんなで話し合い、協力しあって、自主的に住民の福祉を高めることを目的とした民間の福祉団体です。住民と福祉事業関係者に広く関る団体として、地域福祉推進の中核的役割を担う組織です。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいなどの理由で、自分で十分に判断することのできない成年者が、不動産取引などの財産管理や契約を行うときに、一方的に不利な契約などを結ばないように法律面や生活面で支援し、本人の権利や財産を守ることを目的とした制度です。



地域SNS

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。

地区社会福祉委員会

自治会（町内会）役員、民生委員児童委員、ボランティアの方々が福祉委員となり、地区

における福祉課題を解決し、地区住民の心と心の結びと地域の連携を深め、明るく和やかな社会をつくることを目的に市内9地区で組織され、地区の様々な福祉活動を展開しています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者やパートナー間などで、一方が他方を暴力によって支配する状態。



日常生活自立支援事業

成年後見制度を補完する仕組みとして、認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等日常生活に不安のある方に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その方の権利を擁護することを目的とした事業で、社会福祉協議会が実施主体となっています。



バリアフリー

高齢者や障がい者などの歩行、住宅などの出入りを妨げる障がい（バリア）がなく、動きやすい環境のことで、広くは高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障がいの除去という意味でも用いられています。

ボランティアコーディネーター

社会福祉協議会のボランティアセンターや施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と「ボランティアを必要としている人」に、双方の希望に合った活動を紹介したり、活動についての相談や助言、情報提供、講座・研修の開催、ボランティア団体の支援など、ボランティアに関する業務を行う専門職です。



民生委員児童委員

民生委員法に基づき、各市町村に置かれている厚生労働大臣が委嘱する民間の奉仕者で、児童福祉法による児童委員も兼ねています。任期は3年で、その職務は、担当区域の住民の生活状態を必要に応じて適切に把握し、援助を必要としている方の相談に応じ、福祉サービスを適切に利用するための情報提供や援助を行うとともに、社会福祉事業者や社会福祉に関する活動を行うものと連携してその事業や活動の支援、関係行政機関の業務協力などを実施。



ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

北広島市地域福祉計画

平成21年3月発行

発行：北広島市

編集：北広島市保健福祉部

〒061-1192

北広島市中央4丁目2番地1

TEL 011-372-3311

FAX 011-373-6805



ともに支え合い、つくり育てる地域の和
あなたらしく、私らしく
いきいき暮らせるまちづくり



平成 21 年 3 月

北広島市
地域福祉計画